

◆保育の必要な事由及び必要書類

認定要件	具体的内容	提出書類 (児童1人につき1枚必要)
就 労	月60時間以上労働をすることを常態としていること	◎就労証明書 ・直近3か月の実績が記入されているもの。実績が記入できない場合は、後日3か月分の給与明細書写しを提出 ※内 職：内職の実態がわかるものを添付 ※自営業：確定申告書の写し(場合によっては開業届の写し及び収入が確認できる書類) ※育児休業から復帰される場合は、復職証明書も必要です。
妊娠・出産	妊娠中であるか、出産後間もない場合 (24週を迎えた翌月の1日から出産後2か月後の月末まで)	◎親子健康手帳(母子手帳)の写し (発行日付のあるページ並びに分娩予定日の記載があるページの写し) ※妊娠24週に入る前までの方は、保育の必要性の証明として診断書が必要です。
疾病・障がい	医師が作成した診断書等により保護者の疾病もしくは負傷が確認でき、保育が困難な状態にあること	◎診断書 (3か月以内のもの、診断名だけでなく保育の可否が確実に確認できるもの) ※医療費受給者証、診察券、薬袋等は不可
親族等の 介護・看護	月60時間以上親族を介護・看護することを常態としていること	◎介護・看護に関する申立書 (3か月以内のもの、診断名だけでなく介護が必要なことが確実に確認できるもの) ※医師に診断書欄を記入してもらう必要があります。 ※被介(看)護人が手帳もしくは介護保険被保険者証の交付を受けており、かつ市外に住んでいる場合は、その写しを添付してください。 ※医療費受給者証、診察券、薬袋等は不可
就 学	学校教育法に定める学校等へ月60時間以上就学することを常態としていること	◎在学証明書 ◎時間割表等(授業日数及び時間が分かるもの) ※職業能力開発促進法等に定める職業訓練施設への通所を含みます。
災害復旧	自宅及びその近隣地域内の災害の復旧にあたっていること	※幼児教育・保育課にご相談ください。
求職活動	就労する意思があり、求職活動に専念していること	◎求職活動申立書 ※利用申請後に雇用が決定した場合は、すみやかに就労証明書を提出してください。 ※求職活動で認定を受けた場合は、認定日から2か月以内に就労証明書等の提出が必要となります。 提出がない場合は、認定が取り消しとなります。
育児休業中	育児休業を取得していること	◎就労証明書 上記就労要件欄と同じ ◎復職証明書 ※育児休業期間中の3号認定取得はできません。

常態として就労先がなく、社会的ボランティア活動、教育・教養的活動、スポーツに類する活動、生計費に寄与しない行為は保育の必要な事由に該当しません。